

2012 年度自己点検・評価活動（学部等・大学院・研究所）の総評

大学評価室長
大学評価委員会委員長 公文 溥

1. はじめに

2012 年度の自己点検評価活動は、予定通り終了した。総評では、まず、今年度の自己点検委員会と大学評価委員会の評価の方針について確認する。次に、自己点検委員会を構成する各单位が昨年度の大学評価委員会による主要な指摘事項に対してとったアクションを整理しておく。そして大学評価委員会による今年度の指摘事項のなかから優れた施策を抜き出し、最後に質保証の観点から今後改善が望まれる点を説明する。

2. 自己点検委員会と大学評価委員会の評価方針

新たな規程をもとにした本学の自己点検評価活動は、今年度で 4 年目となる。今年度は、公益財団法人大学基準協会の認証評価を受けるのであるが、それとは別に内部質保証の実質化をめざして、次の三つの自己点検委員会の方針を定めた。

第一は、学部等における主体的な内部質保証活動の継続である。昨年度学部で設置した質保証委員会の活動を定着させる。そのため大学評価室は質保証委員会の活動成果の報告シートを作成し、学部質保証委員会は年度末に大学評価室に報告する。大学院においても学部準じた質保証委員会を設置する。研究所においては、研究の質保証を確認するシステムを作る。

第二は、学生の能力育成を目的とした目標の策定とその検証に重点を置いた改革・改善の推進である。学部および大学院は、学生・院生の能力育成を達成する観点に立った中期・年度の目標を再度具体的に設定する。また、前年度における自己評価結果ならびに大学評価委員会による評価結果を今年度のアクションに生かす。そのため大学評価室は現状分析シートの作成項目を変更することにする。

第三は、法令等の遵守状況の確認である。今年度も、公益財団法人大学基準協会の定める評価基準（「平成 24 年度評価に際し留意すべき事項」など）に準拠し、本学の教育研究水準を法令遵守の観点から確認する。

以上の三点を、第一回自己点検委員会において確認した。

大学評価委員会は、これにたいして、評価を通して学部等の質保証活動を支援するという方針を明確にし、次の二点の変更を行った。第一は、評価作業を前期中に完了することである。過去 3 年間は、ほぼ 1 年をかけて評価作業を行っていたが、前期中に大学評価委員会による評価を終了し、学部等に返すことにした。これは、学部等が大学評価委員会による評価を教育と研究の改善にすみやかに生かすためである。学部等は、後期から、大学評価委員会による評価を参考にしながら、質保証活動を実施することになる。第二は、評価委員によるインタビューの対象を学部長ばかりでなく、教育開発支援機構長および大学院研究科長に広げた。これは、評価委員による評価の客観性をより確保するために、インタビューによる自己評価の事実確認を正確に行うためである。

3. 評価を通じた改善へのアクション

今年度から、学部等の現状分析シートの冒頭に、過去の自己評価及び大学評価委員

会評価における指摘事項へのアクションを記載することにした。これは、評価を通じた質保証活動を実質化するためである。

2011年度の大学評価委員会による主要な指摘事項は次の7点である。指摘事項とそれへのアクションを確認しておく。

第一は、経営部会による大学の戦略目標の設定の必要性についてである。

これについては、「法政大学のビジョン主要項目—あるべき姿と定量的目標」を策定し、全学的な意見聴取を経て、理事会で承認されている。定量的目標の実施に予算が必要な場合は、政策的重点事業として来年度予算に反映する仕組みを設けている。

第二は、経営部会による事務部門における統括本部長会議と部長会議の機能的あり方に関してである。

統括本部長制度については、今年度中に結論を出すべく部長会議で検討中である。

第三は、学部における質保証委員会の設置についてである。

全学部において、質保証委員会の設置が完了した。

第四は、市ヶ谷キャンパスにおける専門教育と教養教育の在り方に関する指摘である。

教育開発支援機構市ヶ谷リベラルアーツセンターが、市ヶ谷キャンパスの教養教育を担っている。教養教育と学部教育との整合性については、さらに協力が望まれる。また通信教育における教養教育の在り方に関しても学部教育との協力関係を構築することが必要である。

第五は、学部におけるFD (Faculty Development) 活動の在り方についてである。

授業改善アンケートの利用に関しては個別教員任せから学部による組織的利用まで幅が大きい。大学基準協会は学生によるアンケートを学部が組織的に利用することを要請している現状を考慮して、さらに利用の精度を高めることが望まれる。また全学部におけるFD委員会の設置がのぞまれる。

第六は、通信教育部の改革の必要性に関してである。

通信教育の在り方については、2013年度からカリキュラムおよび各種制度を変更することとなっており、その推移を見守りたい。

第七は、他大学などにおける既習得単位の認定に関する規程の作成に関してである。

既習得単位の認定については、各学部で所定の手続きに従って行っているが、現状を調査中である。

4. 2012年度の指摘事項に関して

今年度は、学部等による自己評価の項目を5つ（教育課程・教育内容、教育方法、教育成果、教員・教員組織、そして内部質保証）に絞った。過去3年間、大学基準協会が設定する10の項目をすべて評価対象としたが、認証評価申請の文書作成が終了したので、自己評価の対象項目を教育と研究の質保証と向上を担保する項目に限定し、他方で文書作成の負担の軽減を目標として、5つの項目に限定したのである。いずれも、法政大学の質保証と向上を担保するうえで、重要な項目である。そこで、大学評価委員会が高く評価した施策や取り組みを指摘することにする。各学部の質保証活動にとって参考になると考えられるからである。

(1) 教育課程・教育内容に関して

各学部は基本的にカリキュラムを適切に設定していることは言うまでもないが、学科あるいはコースのあり方を再考するなかから、カリキュラムの検討を行っていると答えた学部が複数あり、カリキュラム改革の進行を確認できた。社会的要請を

考慮したとき、GISが学年によるカリキュラムの順次性を担保するべく、科目を100番台から400番台までに分類し、入門、専門基礎、専門応用の科目区分を明確に設定していることは評価できる。また社会的に要請されている国際的に通用する人材の育成にかかわる措置についても法学部のHOPプログラムや、国際文化学部
のSAプログラムをはじめとして優れた施策が実施されている。

(2) 教育方法に関して

大規模大学においては、きめ細かい教育方法を実施することは容易ならざる課題であるが、そんな中でも注目すべき施策を確認できた。いくつかの学部の事例を指摘しておく。文学部のすべての学科において1年次前期に実施している個人・グループ面談等は高く評価できる。国際文化学部における「ブレンド型学習」は学生の学習時間を確保する試みとして評価できるがすべての授業で実施されているわけではないので、今後の展開が望まれる。人間環境学部では「フィールドスタディ」を1年生も履修できるようにしたことは評価できる。情報科学部では履修・学習指導においてガラス箱オフィスアワーセンター（GBC: Glass Box Office Hour Center）を活用し、専任教員によるきめ細かい指導を行っている。生命科学部では、統一テストの実施や専門図書に関する学習環境を整備しており、学生の学習を促す措置として評価できる。またスポーツ健康学部では前年度の「必修科目」について「専門知識習得度テスト」を行い教育成果の検証をしていることは評価できる。理工学部では、「授業改善アンケートとGPAのクロス集計」を行っており、授業改善アンケートの利用方法として評価できる。

各種アンケートにおいて満足度に低い傾向が見られた経済学部が、「カリキュラム改善のためのアンケート（2年生）」を実施し、教育方法の改善に必要な情報を収集するとともに教授会メンバーで共有化する措置を取った。そうした努力が実り、満足度が向上していることは、最大数の学生を抱える学部が客観的に不利な条件の克服を図るものとして評価できる。

(3) 教育成果に関して

学生の能力育成の観点から教育成果の確認は、重要視される。いくつかの学部では教育成果の確認を行う具体的な評価方法を実施している。現代福祉学部では、基礎演習・実習科目において学力到達レベルを設定し、目標の達成状況を成績評価の際に確認している。国家試験にかかわる実習等の科目については学外の実習指導者からの評価を受けており評価できる。キャリアデザイン学部では、学部で開発した成果の測定・評価を行うための **Career Vision and Action Test** を体験型科目（インターンシップ）の一部で利用し、成果の検証をしている。理工学部ではGPAの学科別分布、必修科目の不合格者統計、TOEICの利用などを行っており学習成果を測定する作業として評価できる。生命科学部の生命機能学専修においては、取得単位数の少ない学生に対して学習指導を行っており評価できる。

(4) 教員・教員組織について

教員組織については、各種規程類が整備されてきた。そして教員の年齢構成に関しては各学部が可能な範囲で自覚的に対応している。教員組織に関しては、新規採用の際、大学院の充実が必要なことを考慮したとき、学部教育ばかりでなく大学院の担当を考慮することが必要であろう。その観点から見たとき、経営学部の施策は評価できる。すなわち教員の募集要項に、大学院を担当することを明記しており、

専門教育科目の専任教員（准教授以上）は原則として全員が経営学専攻の専任教員となること、また学部教員の採用基準として博士の学位取得またはそれと同程度以上の研究業績があること、を明記している。

(5) 内部質保証について

学部においては質保証委員会を設置し、いわゆるPDCAのうち、学部執行部がPDを担当し、質保証委員会がCAを担当することになっている。大学評価委員会による評価は前期中に終了するので、後期には学部においてその評価を教育活動に生かすことが望まれる。社会学部は教授会議題の大項目に「質保証関連事項」を掲げることにしている。これは質保証委員会の報告、指摘を教授会に遅滞なく伝え、議論を喚起する措置といえる。デザイン工学部都市環境デザイン工学科は、外部の評価機関であるJABEEによる評価を受けており、教育の質の向上を図る試みとして評価できる。

(6) 大学院の質保証委員会について

今年度は、大学院において質保証委員会の設置を依頼した。大学院の質保証と向上は今後の重要な課題である。

(7) 研究所について

今年度、研究所の研究活動に関する現状分析において、①研究・教育活動の実績、②対外的に発表した研究成果、③研究成果に対する社会的評価、④外部者による研究所の評価、そして⑤外部資金の応募・獲得状況について、自己評価を記載することにした。なお抽象的な記述となっている評価があるので、今後、具体的な評価を通じて理事会が研究所の在り方を検討するなどし、特に優れた研究成果を確認できる研究所については配慮をするべきであろう。

5. 今後改善が望まれる点

(1) 教育課程・教育内容に関して

学生の能力育成の観点からカリキュラムの順次性、体系性を可視化することそのための検討を行うことが望まれる。

(2) 教育方法に関して

学生の学習時間（予習・復習）を確保するための履修指導や講義方法の工夫が必要である。また学生がカリキュラムに即した学習を行った際の成果を検証する方法を開発することが望まれる。

(3) 教育成果に関して

各学部において学習成果を測定する指標を明確にし、学生と教員の双方が教育成果を確認できるようにすることが望まれる。

(4) 教員・教員組織に関して

大学院の充実が今後の課題であることを考慮したとき、専門教育科目の教員の新規採用に際して、大学院担当を明確に意識した採用方法を考慮する必要がある。

(5) 内部質保証に関して

学部執行部と質保証委員会による教育研究活動の質保証のサイクルを担保すること、大学院研究科は質保証委員会を設置することが課題である。

6. おわりに

今年度の大学評価委員会の活動は、評価を通して学部等の教育と研究の質保証を支援するという方針のもとに実施した。この方針は、過去 3 年間の評価活動を通して大学基準協会の要請する基盤評価（法令遵守）の項目はほぼ満たしたことで、そして達成度評価にかかわる項目の充実が課題になったことを考慮して、本学の評価システムの高度化を狙ったものである。学部等が、社会的課題を考慮しつつ教育と研究の質的進化を果たしてゆくには、自己評価とともに大学評価委員会による評価の 2 段構えの評価システムが必要である。学部と大学評価委員会による二つの評価を通して、社会的要請に応える教育と研究の質的向上を実現することが課題である。そのため大学評価委員会による評価を正確にするべくインタビューを学部長と研究科長の双方に対して実施したこと、評価作業を前期中に終了したこと、評価項目を教育と教員組織および内部質保証に絞ったこと、が新たな措置であった。評価委員各位のご努力の結果、当初の目標は達成し、今後改善が望まれる点も設定することができた。

以 上